

「我が国の家計の安定的な資産形成に向けて」
アジア証券人フォーラム(ASF)第22回年次総会
越智金融担当副大臣挨拶
(平成29年11月27日(月))

＜はじめに＞

おはようございます。内閣府副大臣の越智隆雄でございます。

日本によくこそお越し下さいました。今最も日本を訪れるのに適した季節です。また、この素晴らしい会にお招きいただきありがとうございます。それでは、私からは、我が国における金融行政を取り巻く環境と、金融庁の取組みについてお話しをさせていただきたいと思っております。

＜アベノミクスの成果と今後の金融面における課題＞

日本の経済は、アベノミクスの取組みの継続によって、名目GDP、企業業績は過去最高の水準に達しております。

政権が発足した直後の企業業績、すなわち2012年度の当期純利益は23.8兆円であったのが、2016年度には49.7兆円と2倍以上増えております。

また、東証一部上場企業のROEについて見ても、2012年末には5.6%であったのが、本年9月末には9.0%まで上昇いたしました。さらに、設備投資も2012年度に34.4兆円であったのが、2016年度には42.7兆円になるなど、着実に増加しております。

株式市場を見てみますと、政権発足前には1万円を下回っていた日経平均株価は、26年ぶりに一時2万3000円まで上昇するなど、大きく回復してきております。

雇用についても大幅に改善しており、就業者数はこの4年半で約 300 万人増加いたしました。所得についても、賃金アップの流れが4年連続で続いております。

こうした経済の好循環をさらに着実なものとするために、金融面から更に改革を後押しすることが重要だと私たちは考えております。

(日本の家計金融資産の現状)

日本には、1,800 兆円を超える家計金融資産がありますけれども、その 52%はいまだに現預金でありまして、米国の 14%、英国の 24%と比べて偏りが見られます。

こうしたポートフォリオの違いが影響して、この 20 年間に米国の家計金融資産は約 3.3 倍に成長した一方で、日本の家計金融資産は約 1.5 倍に留まっています。

また、米国では、家計所得のうち勤労所得と財産所得の比率が概ね 3:1である一方で、日本では概ね8:1となっていて、米国のように、金融資産などの財産から得られる所得が、家計に貢献する姿にはなっておりません。

こうした違いの理由として、日本と米国の間の文化や国民性の違いがよく挙げられます。しかし、これは必ずしも正しい理解ではない、と私は考えています。

実際に、米国においても、1980 年代までは、家計の株式・投資信託の保有比率は現在の日本と同じ程度に留まっておりました。しかし、その後 10 年ほどの間に、米国の家計における株式・投資信託の保有比率は飛躍的に高まり、併せて、家計金融資産が長期的に増加する形に変化していきました。

その背景には、何があるか。単に米国の市場環境が好調だったという

ことだけではなく、401(k)やIRA(Individual Retirement Account)などの税制優遇措置が普及していったことが挙げられます。これらの制度の利用をきっかけに、それまで投資をしてこなかった層が投資信託等の保有を増やしてきたと言われております。

日本でも、こうした点を踏まえて、家計の安定的な資産形成に向けて、政策対応を通じた働きかけに取り組んでおります。このことについて少し詳しくお話をいたします。

(家計に対する取組み)

最初に、家計に対する取組みについてお話しします。

金融庁では、2014年1月に、家計による投資を後押しするための税制優遇措置であるNISA(Nippon Individual Savings Account)をスタートさせました。

このNISAは、年間120万円の範囲内で行われる投資について、その利益が5年間非課税となる制度です。制度開始から3年半で、口座数は約1,090万、買付金額の総額は約11.2兆円に達し、着実に普及が進んでいます。

加えて、家計による長期・積立・分散投資を促進する観点から、来年1月より新しい種類のNISA、すなわち「つみたてNISA」を導入することといたしました。

この「つみたてNISA」は、長期・積立・分散投資の実践を支援するため、毎月あらかじめ決まった金額を継続的に投資していく手法に限定した非課税措置となっております。

また、「つみたてNISA」を通じて、実際に長期・積立・分散投資が進むよう、対象となる投資信託については、手数料が低水準、頻繁に分配金が支払われないなどの基準を設け、絞り込みを行いました。こうした投資

を通じて、投資初心者の中で投資の成功体験が幅広く共有されることを期待しております。

他方、特に現役世代を中心に、投資の必要性を感じていない方々が依然として存在しています。アンケート調査によれば、投資未経験者のうち、有価証券投資は「必要ない」と回答した方が、実に83%に上っております。

こうした層に対しては、単に制度を設けて普及を呼びかけるだけでは効果が薄い、効果が少ないと考えられます。現役世代にとって最も身近な場所である職場、仕事をする場所において、投資を開始するきっかけが得られる環境を整えるとともに、職場を通じて金融・投資教育を受けられるような仕掛けを工夫していくことが有益だ、と考えております。

このような枠組みを「職場つみたて NISA」と名付けて、まずは私たち金融庁において率先して職員向けに導入する準備を進めています。金融庁での導入をモデルケースとして、ゆくゆくは「職場つみたて NISA」を他の省庁や自治体、民間企業にも広めていきたいと考えています。

また、この他にも、つみたて NISA をはじめとする投資に関する情報発信を進めるため、既存の伝統的なメディアを通じた広報だけでなく、投資に関する意見を発信しているブロガーなどの個人投資家等と意見交換を行う場を設け、参加者に積極的に情報や意見を発信するよう促すなどの取り組みを行っているところでございます。

(顧客本位の業務運営の定着に向けた取組み)

次に、家計への商品・サービスの提供主体である金融事業者に対する取組みについてお話し申し上げます。

家計がリスク性資産への投資をする際に、インベストメント・チェーンに関わる金融事業者がしっかりと役割を果たすことが重要であります。

すなわち、金融商品の販売、助言、資産管理、運用等を行う全ての金

融事業者が、インベストメント・チェーンにおけるそれぞれの役割を認識して、最終受益者である家計のために業務を行うことが求められます。こうした考え方に基づいて、本年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定いたしました。

この原則は、法令等に基づく義務ではありません。したがって、受入れを行うかどうかは各金融事業者の判断に委ねられています。また、コンプライ・オア・エクスプレインの形式をとっておりまして、全ての項目を受け入れる必要はなく、合わないと思う項目があれば、その理由や代替策を示した上で受け入れないことも認められております。

本原則の策定以降、本年9月までに 736 もの金融事業者が、この原則を受け入れました。

今後は、金融事業者による取組みが形式的なものに留まらず、より良い商品・サービスの提供を競い合う、といった実質を伴う形で定着していくことが重要だと考えております。

このため、金融庁では、金融機関の取組みの「見える化」をさらに促進していくこととしています。例えば、金融機関が顧客に対してリスクや手数料に見合ったリターンを提供しているかなどを示す、金融機関の間で比較可能な KPI(Key Performance Indicator)を策定する予定です。金融機関がこうした KPI を公表することを通じて、単純な手数料引下げ競争ではなく、顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に向けた競争が促進されることを期待しております。

(上場企業に対する取組み)

最終受益者である家計が利益を得るためには、家計や金融機関に対する取組みに加えて、もう一つ、投資先である上場企業の「稼ぐ力」を高めることが重要だと考えています。このため、我が国では、企業の持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上につながる自律的な取組みを促

すため、コーポレートガバナンス改革を進めてまいりました。

中長期的な企業価値向上のためには、企業自らの努力によるコーポレートガバナンスの不断の改善と、株主と企業の建設的な対話が必要です。このため、上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードと、機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードをそれぞれ策定いたしました。加えて、機関投資家による企業との対話の実効性を高めるために、スチュワードシップ・コードの見直しを行って、本年5月に改訂を行ったところであります。

2つのコードは、いわば「車の両輪」として機能しておりまして、実際に企業に変化をもたらしつつあります。例えば、2人以上の独立社外取締役を選任する上場企業は約9割に達するなど、着実な改善が見られております。

今後は、コーポレートガバナンス改革を、形式的なものに終わらせず実質的なものへとより一層深めていくことが重要だという風に考えております。このため、機関投資家と企業の対話を通じ、中長期的な企業価値の増大に向けて経営が進むよう、両者の対話において重点的に議論することが期待される事項等について、ガイダンスを策定することとしております。

(東京国際金融センター構想の推進)

本総会の開催は今回で 22 回目を迎えておりますけれども、1995 年に開催された設立総会も、今回と同じく東京で開催されたと同っております。

22 年前と比べて、国際金融都市と呼ばれる都市としては、香港、シンガポール、上海などの台頭が進みましたけれども、先ほど申し上げたコーポレートガバナンス改革や、GPIF をはじめとする投資家の運用方針の高度化の結果、東京は、再び、金融面で魅力あるビジネスの場として飛躍しようとしております。

実際、海外の金融事業者の間で、日本における拠点の設置やビジネスを拡大させる動きが加速しておりまして、経済産業省の調べによれば2013年に約130社だった海外の金融事業者は、アベノミクス導入以降、30社以上増加しております。

こうした状況を踏まえて、金融庁では、日本進出を望む海外の金融事業者向けに、金融法令上の業登録手続きを迅速に進める「ファストエントリー」を目指しております。このため、本年4月に、「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設いたしました。先般、業登録が完了した第1号案件では、通常半年程度かかる業登録の手続きを、半分以下の2ヶ月半で終えるなどの成果が上がっております。

引き続き、これまで以上に、東京を世界中から人材・情報・資金の集まる、魅力あふれる金融ビジネスの拠点として発展させるべく、取組みを加速していきたいと考えております。

<終わりに>

我が国では、平均寿命の延伸傾向が続いている中で、世界に先駆けて高齢化が進んでおります。今後、多くの国が日本と同様の課題に直面するものと見込まれています。

我が国では、60歳以上の退職世代が家計金融資産の約2/3を保有している状態にあります。これらの世帯は、その資産規模や置かれている状況は様々です。そこで、それぞれの状況に適した資産の運用と、取崩しを含めた資産の有効活用が計画的に行われる必要があるという風に考えております。

退職世代が金融資産の運用や取崩しをどのように行えば、幸せな老後につなげていくことができるのか、これに金融業はどのような貢献ができるのかについて、外部の有識者の知見も活用しながら、検討を進めてまいります。

また、高齢者の経済活動、資産選択など、長寿・加齢によって発生する経済課題を研究分野とする金融老年学、いわゆるフィナンシャル・ジェロントロジーの研究が進んでおります。例えば、高齢化によって認知機能が低下した結果、自身のニーズに沿った商品の提供が受けられなくなり、ひいては金融犯罪の標的となりうるといった問題にいかに対応するか、といった点について、研究が重ねられております。

こうした研究を踏まえつつ、高齢投資家の保護について、よりきめ細かく検討を重ねる必要があると考えております。

IMF の推計によりますと、65 歳以上の人口の割合は、アジア全体では、2050 年までに現在の約 2.5 倍になるという風に予想されております。これを踏まえると、高齢者の資産の有効活用や、投資家保護のあり方は、アジア各国の共通の課題となってくるのではないかと考えております。

こうした課題に関しましても、皆様方が創意工夫を凝らしつつ、ビジネスが持続可能なものとなるよう、取組みを積み重ねていただくことが欠かせないと考えております。

最後になりますが、我が国としましても、高齢化の進展をはじめとしたアジア共通の課題に対して、今日のような機会を捉えて、皆様と経験や知見を共有させていただきながら、より良い解決に向けて進んでまいりたいという風に考えております。

ご静聴ありがとうございました。

以上